

成年後見制度のご案内

このようなことでお困りではありませんか？

物忘れがあつて、通帳をなくしてしまったり、お金の管理ができない



訪問販売や悪徳商法の被害にあわないか心配



施設入所や福祉サービスの契約をするのが難しい



自分の将来、障害のある子どもの将来が心配



成年後見制度についてよくわからないので知りたい



住み慣れたまちで、安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の利用についてお手伝いします。

渋川市成年後見サポートセンター（市役所本庁舎1階高齢者安心課内）へまずはご相談ください。



☎ 0279-25-7196

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分

成年後見制度とは？

認知症、知的障害、その他精神上的の障害があること等により、判断能力が十分ではない方（ここでは「本人」といいます。）について、本人の権利を守る援助者（後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

渋川市

※このパンフレットは、令和2年3月末現在の内容となります。

成年後見制度には、^{ほうていこうけんせいど}法定後見制度と^{にんいこうけんせいど}任意後見制度があります。

法定後見制度・・・本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって後見人等（補助人、保佐人、後見人）が選ばれる制度
 ※本人の判断能力に応じて、「補助」、「保佐」、「後見」の3つがあります。

任意後見制度・・・本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人が選んだ人に、本人の代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度

種類	法定後見制度			任意後見制度
	補助	保佐	後見	任意後見契約
本人の判断能力	不十分	著しく不十分	全くない	判断能力あり
後見人等が同意または取り消すことができる行為(※1)	申立てにより裁判所が定める行為(※2)	民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為	同意権・取消権なし
後見人等が代理することができる行為(※3)	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為	任意後見契約で定めた行為

- ※1 後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含みません。
- ※2 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限ります。
- ※3 本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。
- ※ 保佐人に代理権を与える審判、補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合には、本人の同意が必要となります。

後見人等の支援内容

後見人等は、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況を考慮して、身上保護、財産管理を行います。

○後見人等が行う支援の例

身上保護	サービス利用契約の手続き等 入退院に関する手続き等 施設の入退所に関する手続き等	
財産管理	預貯金管理、年金受領 不動産の売買契約 税金・保険料の支払い等	

○後見人等ができないことの例

本人の介護や付添い 医療行為の同意 身元保証等	
-------------------------------	---

成年後見制度利用までの流れ

制度を利用するためには、**家庭裁判所への申立て**が必要になります。

※制度利用のための手続、必要な書類などについて、**渋川市成年後見サポートセンター**や成年後見制度に関わる専門職の団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）に相談することができます。



法定後見制度の流れ

申立て	申立書や医師の診断書等必要な書類を用意し、家庭裁判所に提出します。 〈申立てできる人〉 本人、4親等以内の親族（親、兄弟、子、配偶者等）ほか
調査等	家庭裁判所が、申立人・後見人候補者等に事情を尋ねたり、本人の意思を確認したりします。必要があるときは本人の判断能力について鑑定が行われます。
審判	調査や鑑定が終了すると、家庭裁判所は後見等の開始の審判をし、併せて後見人等を選任します。
後見事務	本人の財産を預かり、収支を記録し、生活の様子に気を配ります。家庭裁判所から求められたときは期限までに報告をします。

任意後見制度の流れ

相談	判断能力が低下した場合に備え、どのように生活したいか、財産をどのように管理してほしいかなどの支援をお願いする人（任意後見受任者）と話し合います。
契約	決定した内容を基に、任意後見契約を公証人の作成する公正証書で結びます。契約の内容は、法務局に登録されます。
申立て	本人の判断能力が低下した場合には、任意後見受任者等は家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをします。
後見事務	任意後見監督人が選任されると、任意後見受任者は任意後見人となり、後見事務を行います。



渋川市では、法定後見制度を利用する方に対し、次のような支援をしています！
※詳しくは、渋川市成年後見サポートセンターへお問い合わせください。

➤ 申立て費用や後見人等報酬の助成

本人の経済的事情により、申立て費用や後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に対して、助成を行っています。

➤ 身寄りがない方などへの支援

後見等開始の申立てができる親族がないなどの事情がある方に対して、渋川市長が家庭裁判所に申立てを行っています。

最寄りの相談・問合せ先

○ 渋川市の成年後見制度に関する相談窓口

(受付 月曜日～金曜日(祝日及び年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分)

渋川市成年後見サポートセンター (渋川市石原 80 番地市役所本庁舎 1 階高齢者安心課内)
☎ 0279-25-7196

※**高齢者の方**につきましては、お住まいの近くの地域包括支援センターでも相談をお受けします。

センター名	担当地区	所在地	電話番号
中央地域包括支援センター (市役所本庁舎1階高齢者安心課内)	渋川(大崎、下郷、東町、新町、下ノ町、南町、長塚町、寄居町、坂下町、辰巳町)、石原(熊野町)	渋川市石原 80	0279-22-2179
西部地域包括支援センター (北毛介護支援センター内)	渋川(並木町、中ノ町、上ノ町、川原町、裏宿、元町、御蔭、入沢、上郷、藤ノ木、明保野)、金島(金井軽浜)	渋川市渋川 2659	0279-26-7567
金島・伊香保地域包括支援センター (特別養護老人ホームかない苑内)	金島(金井軽浜を除く)・伊香保	渋川市金井 2212-1	0279-24-8366
古巻地域包括支援センター (特別養護老人ホーム永光荘内)	古巻	渋川市半田 785-5	0279-24-1300
豊秋地域包括支援センター (介護老人保健施設銀玲内)	豊秋(熊野町を除く)	渋川市石原 564-1	0279-22-2231
小野上・子持地域包括支援センター (特別養護老人ホーム春日園内)	小野上・子持	渋川市中郷 2399-7	0279-25-8025
赤城地域包括支援センター (介護老人保健施設赤城苑内)	赤城	渋川市赤城町北赤城山 1055-1	0279-26-2218
北橋地域包括支援センター (第二デイサービスセンター虹の家内)	北橋	渋川市北橋町八崎 2349-17	0279-25-7720

※**障害者の方**につきましては、障害福祉なんでも相談室でも相談をお受けします。

障害福祉なんでも相談室 (渋川市渋川 1760-1) ☎ 0279-30-0294

○ 後見等の申立てをするとき

前橋家庭裁判所 (前橋市大手町 3-1-34) ☎ 027-231-4275

※受付 月曜日～金曜日(祝日及び年末年始を除く) 午前8時45分～11時30分 午後1時～4時30分

○ 任意後見契約をするとき (渋川市在住の方は前橋公証人合同役場が最寄りとなります。)

前橋公証人合同役場 (前橋市本町 1-3-6) ☎ 027-223-8277

※受付 月曜日～金曜日(祝日及び年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時

○ 成年後見制度に関する専門職の団体の相談窓口

弁護士

群馬弁護士会 総合法律相談センター (前橋市大手町 3-6-6) ☎ 027-234-9321 (予約受付)

※受付 月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時～12時 午後1時～5時

- ・相談方法 電話で予約し、面談相談 (月曜日～金曜日 午後1時～4時)
- ・相談料 5,000円+消費税

司法書士

公益財団法人 成年後見センター・リーガルサポート群馬支部 (前橋市本町 1-5-4)

☎ 027-224-7773 ※受付 月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時～12時 午後1時～5時

- ・相談方法 電話申込みにより順次対応
- ・相談料 無料(電話のみ)

社会福祉士

群馬県社会福祉士会 ぱあとなあ群馬 (前橋市新前橋町 13-12) ☎ 027-212-8388

※受付 月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時

- ・相談方法 電話
- ・相談料 無料